

## 愛知県失語症者向け意思疎通支援者登録事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「地域生活支援事業実施要綱」という。)に定める専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業のうち、失語症者向け意思疎通支援者の登録事務について、必要な事項を定めるものとする。

### (支援者資格)

第2条 地域生活支援事業実施要綱に基づき失語症者向け意思疎通支援者(以下「支援者」という。)として活動できる者は、次の号のいずれにも該当する者であって、県に登録されている者とする。

- (1) 失語症者の福祉に理解と熱意を有する者であって満18歳以上の者
- (2) 失語症者の意思疎通支援を行うための技術を習得している者
- (3) 失語症者向け意思疎通支援の活動ができる者

### (支援者登録)

第3条 前条の登録を受けようとする者は、「失語症者向け意思疎通支援者登録申請書」(様式1)(以下「支援者登録申請書」)により失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施団体の長を経由して知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、失語症者向け意思疎通支援者登録証((様式2)以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 3 登録の有効期間は、3年間とする。ただし、年度途中で登録した場合は、登録した日からその年度の翌々年度の3月末日までとする。
- 4 登録の有効期間の更新をしようとする者は支援者登録申請書により知事に申請するものとする。
- 5 支援者は、登録事項に変更が生じたときは、支援者登録申請書を速やかに知事に提出しなければならない。
- 6 支援者は、登録証を紛失、汚損又は破損したときは、支援者登録申請書を速やかに知事に提出しなければならない。

### (支援者登録の取消)

第4条 知事は、支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 本人の申出があったとき
- (2) 支援活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 支援活動を怠り、又は支援者としての義務に違反したとき

- (4) 支援者たるにふさわしくない行為があったとき
- (5) その他知事が派遣を不相当と認めたとき。

(登録証の返還)

第5条 支援者として活動ができなくなった者、又は前条により登録の取消しを受けた者は、すみやかに登録証を返還しなければならない。登録証の返還の際には「愛知県失語症者向け意思疎通支援者登録証返還届」(様式3)により返還することとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要領は、平成31年3月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年3月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年3月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。